

身体拘束廃止委員会要項	第1回改訂	2006年 4月 1日
	第6回改訂	2017年 3月 21日
シルバーケア野崎：身体拘束廃止委員会	第7回改訂	2021年 4月 1日
	第8回改訂	2024年 4月 1日
	第9回改訂	2024年 9月 1日

身体拘束廃止のための指針

1、身体拘束廃止に関する基本的な考え方

「身体拘束は人間の尊厳に関わる重大な問題である」という基本的価値観を持って、私達は介護老人保健施設 シルバーケア野崎において施設内における身体拘束は人権擁護の面・高齢者の QOL の面・身体機能低下の助長・人間としての尊厳の面から身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないことを施設全体で取り組んで行くものとする。

2、基本方針

私達、介護老人保健施設シルバーケア野崎の従業者は、施設サービス計画に基づき要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況を踏まえて療養を妥当適切に行い、サービス提供に当たっては懇切丁寧を旨とし緊張感と拘束ゼロの意識を継続し、ご利用者様の立場でその人権を保証し、安全で安楽なサービスの提供を行うことを基本方針とする。(基準第13条)

3、身体拘束廃止委員会構成

①定期開催

- ・身体拘束廃止委員会：毎月1回 第2月曜日
(構成メンバー) 看護、介護、介護支援専門員、リハビリ、支援相談員
- ・身体拘束が行われていないか、身体拘束につながる環境でないか現場をラウンドする。

- ① 身体拘束委員長 ……毎月1回会議を行う。身体拘束廃止についての助言
- ② 看護師 ……身体拘束廃止につながる環境整備・助言・勉強会
3本冊を行っている利用者について評価を行う
- ③ 介護士 ……身体拘束廃止につながる環境整備・ラウンド
3本冊を行っている利用者の把握・勉強会
- ④ 介護支援専門員 ……身体拘束廃止につながる環境整備・ラウンド
身体拘束廃止についての家族への説明
- ⑤ リハビリ ……身体拘束廃止についての環境整備・ラウンド
身体拘束廃止についての勉強会

②全体会議

- ・身体拘束廃止全体会議：毎月1回 第1火曜日
- ・全体会議は主任者会議と合わせて身体拘束廃止会議を持つ。
(構成メンバー) 事務長、在宅サービス課長、身体拘束廃止委員長、老健入所主任、訪問介護主任、通所リハビリテーション主任、訪問リハビリテーション主任、栄養士、居宅介護支援事業所主任
- ・身体拘束廃止委員会の報告と検討を行う。

③緊急やむを得ない事態が発生した場合

- ・緊急身体拘束廃止委員会：随時
(構成メンバー) 副施設長(医師)、事務長、入所課長、介護支援専門員、看護(担当またはリーダー)、介護(担当またはリーダー)
- ・最終的にどうしても必要かどうかを検討する。

4、身体拘束のための職員研修に関する基本的な事項

職員全員を対象に、身体拘束廃止に関する研修を年2回導入し教育を行う。
新人教育の中でも実施し安全管理に対して、意識の啓蒙をおこなう。

5、身体拘束禁止規定

「サービスの提供に当たっては、入所者(ご利用者)又は他の入所者(ご利用者)等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者(ご利用者)の行動を制限する行為を行ってはならない」
※ 言葉による拘束など、虐待的な行為があってはならない。

6、緊急やむを得ない場合の対応

介護保険指定基準上、「当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「緊急性」「一時性」「非代替性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認などの手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

緊急性・・・当該入所者又は他の入所者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いとき

非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外の代替する介護方法が無いとき

一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

・ 手続き

「緊急やむを得ない場合」の判断は身体拘束廃止委員又は介護支援専門員に働きかけ施設全体としての判断をする。3つの要件をすべて満たす状態であるための判断記

録を残す。

「緊急やむを得ず身体拘束を行う場合」拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間など目標をたて、ケアプランを作成しはせず方向で支援してゆく。

緊急やむを得ず身体拘束を行うにあたり、夜間等のため身体拘束委員会を開催できなかった場合、その際、拘束の必要性について検討した内容及びメンバーを記録する。

本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間などできるだけ詳細に説明をし、十分な理解を得るようにする。

書面説明の前に口頭で同意を得た場合には、説明日時、内容、説明者を記録する。

説明は施設長又は施設医、看護介護師長など現場の責任者が説明を行う。

ご家族の説明と同意をもらった後身体拘束を行える。

緊急やむを得ず、身体拘束を行う場合でも該当するかどうかを常に観察、再検討し要件に該当しなくなった場合、直ちに解除する。

・カンファレンスについて

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを検討するだけでなく、身体拘束をしなければならぬ状況を作り出す原因となる事柄（疾患的なもの、環境的なもの、時間的なもの）等、様々な観点から原因追求し拘束しなくてもよい状況を保てるよう検討する。

・介護保険指定基準に関する通知

介護老人保健施設は身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ず身体拘束を行う理由を記録し、提供するサービスの質の評価を行い常に改善を図っていく。

7、施設職員その他の関係者の意識啓発のための取り組み

基本的に「身体拘束ゼロ」の認識で取り組む

実施指導の反省を踏まえて全員に身体拘束について伝達、指導を行う。

身体拘束についての研修に積極的に参加する。

年2回以上の全体勉強会を行い認識の強化を図る。

8、身体拘束廃止に向けての数値目標

目標：身体拘束 0

9、この指針は求めに応じて施設内で閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者家族及び家族が閲覧できるようにする。

